

監査委員公表第 7 号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年7月30日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 佐藤 一夫

1 監査の期間

平成27年7月1日から7月29日

2 監査箇所

健康子ども部子ども青少年課
福祉部保険年金課
福祉部福祉課
福祉部高齢介護課
総務部収納対策課

3 監査の対象

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年5月31日）における予算の執行
財産管理等財務に関する事務の執行

4 監査の方法

各対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○軽微な留意事項

- ・口頭により指摘又は指導した。